

甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要領（案）

【事業概要】

市内に本店を有する小規模事業者等の事業継続を支援するため、「滋賀県特別高圧電力・工業用ＬＰガス料金負担金軽減支援金」の給付を受けた小規模事業者を対象として、「甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金」を交付します。

【支援対象者】

申請日時点において甲賀市内に本店がある、従業員基準５人以下の小規模事業者（日本標準産業分類における小分類２１４陶磁器・同関連製品製造業はこの限りでない）で、今後も本市において営業又は事業を継続する意思がある者を対象とします。

支援金の交付は、支援対象者１者につき１回限りとします。

【支援対象経費】

工業用ＬＰガス又は特別高圧電力の令和８年７，８，９月分の支払い済み経費とします。

【支援金の額】

使用した工業用ＬＰガス等の令和８年３月分単価を基準とし、同年７月、８月、９月に支払った単価差額に使用量を乗じた金額の１／２以内（千円未満切り捨て）とします。

【受付期限】

令和８年１０月１５日（木）から令和８年１２月２６日（金）まで

【提出方法】

庁舎開庁時間内（午前９時～午後４時４５分）に、下記担当課まで申請書類を提出してください。

《申請書類提出先》

〒５２８－８５０２ 甲賀市水口町水口６０５３番地
甲賀市役所 産業経済部 商工労政課 地場産業振興係

【注意事項】

- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。期限に余裕をもって提出してください。
- 提出された申請書類は返却しませんので、写し等は各自で保管してください。

【お問い合わせ先】

甲賀市 産業経済部 商工労政課 地場産業振興係
TEL：0748-69-2187 FAX：0748-63-4087

第1 支援金の概要

1 制度の目的

工業用LPガス又は特別高圧電力を使用している商工事業者のエネルギー価格高騰に対する影響緩和のため、コスト増嵩分補助し、事業継続を支援するため、甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金を交付します。

2 支援対象者

支援金の交付の対象となる方は、次の(1)～(4)のいずれにも該当する方とします。

- (1) 滋賀県特別高圧電力・工業用LPガス料金負担軽減支援金（以下「県支援金」という。）を受給していること。
- (2) 支援金の申請日時点において、本市に本店（個人事業主にあつては、住民登録）があり、今後も本市において営業又は事業を継続する意思があること。
- (3) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者であること。（ただし、専ら日本標準産業分類（令和5年7月告示）における大分類「E 製造業」に属する中分類「21 窯業・土石製品製造業」のうち小分類「214 陶磁器・同関連製品製造業」に該当する事業を営む者は、この限りでないものとします。）
- (4) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。）の滞納がないこと。

3 支援金額

支援金の額は、支援対象金額の1/2以内（千円未満切り捨て）とし、上限はありません。

第2 手続きの流れ

県支援金の給付決定通知を受けてから、申請してください。

交付申請書 兼 請求書	<提出書類>
	○ 交付申請書兼請求書(様式第1号) ① 誓約書(様式第2号) ② 滋賀県特別高圧電力・工業用LPガス料金負担軽減支援金給付決定通知書の写し ③ 店舗又は事業所の所在が確認できる資料※1 ④ 甲賀市行政サービス制限条例施行規則第4条第3項の市税納付状況調査同意書 ⑤ 請求単価及び基準単価が分かる書類 ⑥ 工業用LPガス等の料金の支払いが確認できる書類 ⑦ 支援金の振込口座が確認できる資料(通帳の見開きの写し) ⑧ その他市長が必要と認めるもの(チェックリスト)別表1

<審査>

交付決定及び額の確定・支払

※1 個人事業主の場合は「確定申告書第1表」

法人の場合は「定款」または「履歴事項全部証明書」

第3 その他

- (1) 本支援金の認定または交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本支援金の認定または交付決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。
- (2) 支援金支払後に、市又は国の会計検査院等が、個別に検査を実施する場合がある他、税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。
なお、支援金の申請に係る証拠書類等は、申請者が整理し、5年間保管しなければなりません。
- (3) その他、ご不明な点がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

別表 1

提出書類について

ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑（チェック）をつけましょう。

	提 出 物	必要部数	備 考
チ ェ ッ ク リ ス ト	□ 小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）	原本1部	☐ 対象者は滋賀県特別高圧電力・工業用LPガス料金負担軽減支援金を受給している小規模事業者または個人事業主です。 ☐ 金額は訂正印不可です。 ☐ 産業分類の番号（3桁）は正しく記載されていますか。 ☐ 常時雇用従業員数は正しく記載されていますか。 ☐ 必ず連絡のとれる電話番号を記載してください。 ☐ 押印はされていますか。 ☐ 積算根拠欄の各月の数値は正しく記載されていますか。
	□①誓約書（様式第2号）	原本1部	☐ 押印はされていますか。
	□②滋賀県特別高圧電力・工業用LPガス料金負担軽減支援金給付決定通知書の写し	写し1部	☐ 申請書兼請求書に写しを添付していますか。
	□③店舗又は事業所の所在が確認できる資料	写し1部	☐ 個人事業主の場合は、「確定申告書第1表」 法人の場合は、「定款」又は「履歴事項全部証明書」
	□④市税納付状況調査同意書	原本1部	☐ 甲賀市行政サービス制限条例施行規則第4条第3項の様式ですか。
	□⑤請求単価及び基準単価が分かる書類	写し1部	☐ 令和8年3月、7月、8月、9月分の請求単価と使用量が確認できますか。
	□⑥工業用LPガス等の料金の支払いが確認できる書類	写し1部	☐ 領収書又は領収済み通知書
	□⑦支援金の振込口座が確認できる書類（通帳の見開きの写し等）	写し1部	☐ 申請書兼請求書に記載した振込先の通帳の見開きですか
	□⑧その他市長が必要と認める書類（チェックリスト）	原本1部	☐ チェックリストのチェック欄にすべて☑が入っていますか。

様式第1号（第4条関係）

小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 〃
住 所
屋 号
代表者名
担当者名
電話番号

印

標記の支援金の交付を受けたいので、甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

請求金額 _____ 円
産業分類 (_____)
常時雇用従業員数 _____ 人

1 積算根拠

7月分				
請求単価	基準単価	使用量		
(_____ 円/kg	— _____ 円/kg)	× _____ kg	= _____ 円	(①)
8月分				
請求単価	基準単価	使用量		
(_____ 円/kg	— _____ 円/kg)	× _____ kg	= _____ 円	(②)
9月分				
請求単価	基準単価	使用量		
(_____ 円/kg	— _____ 円/kg)	× _____ kg	= _____ 円	(③)
支援金の額 (①+②+③) × 1 / 2 = _____ 円				(④)
(1,000円未満の端数切捨て)				

※産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月告示）における小分類を記入すること。
※請求金額は、④の額を記載すること。

2 振込先

金融機関名		本（支）店名	
講座種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※口座名義人が申請者と異なる場合は、口座名義人に支援金の受領を委任したものとみなす。
※振込先口座の預金通帳（見開き）の写しを添付すること。

3 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 県支援金の額の確定通知書の写し
- (3) 店舗又は事業所の所在地が確認できる書類
（個人事業主の場合は「確定申告書第1表」、法人の場合は「定款」または「履歴事項全部証明書」）
- (4) 甲賀市行政サービス制限条例施行規則第4条第3項の市税納付状況調査同意書
- (5) 請求単価及び基準単価が分かる書類
- (6) 前号の期間に係る工業用LPガス等の料金の支払いが確認できる書類
- (7) 振込口座が確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

私は、「甲賀市小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援金」の交付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約いたします。

記

- 1 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納はありません。
- 2 今後も市内において事業を継続する意思があります。
- 3 全ての申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金を市に返還します。
- 4 支援金の受給の前後を問わず、市から調査、検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 私又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、第2号から第6号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2） 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （4） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - （5） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （6） 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

甲賀市長 あて

住 所
屋 号
代表者名

Ⓔ

（代表者生年月日 年 月 日）

※住所は、個人にあつては本人確認資料記載の住所を、
法人又は団体にあつては本店所在地を記載すること。